



発行 新潟県

第 16 号

令和4年3月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

1 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（感染症対策・薬務課）

告 示

- 166 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 167 特殊肥料の検査の結果（農産園芸課）
- 168 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 169 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 170 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 171 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 172 公共測量の終了通知（監理課）
- 173 道路の区域変更（道路管理課）
- 174 道路の供用開始（道路管理課）
- 175 道路の区域変更（道路管理課）
- 176 道路の供用開始（道路管理課）
- 177 道路の区域変更（道路管理課）
- 178 都市計画の変更（都市政策課）
- 179 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

人事委員会公告

令和4年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）

規 則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加え、同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(麻薬卸売業者等の免許申請の添付書類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 省令第1条の規定による医師の診断書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(麻薬卸売業者等の役員の変更届の添付書類)</p> <p>第2条の2 <u>省令第1条の4の規定により業務を行う役員の変更を届け出ようとする者が提出する届出書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>登記事項証明書（麻薬卸売業者等が法人である場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>業務を行う役員を具体的に示す書類</u></p> <p>(3) <u>新たに業務を行う役員となった者が条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p>2 <u>省令第1条の4の規定による医師の診断書は、別に定める様式によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(向精神薬卸売業者等の免許申請の添付書類)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 省令第14条第3号の規定による医師の診断書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(向精神薬卸売業者等の役員の変更届の添付書類)</p> <p>第7条の2 <u>省令第14条の4の規定により業務を行う役員の変更を届け出ようとする者が提出する届出書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>登記事項証明書（向精神薬卸売業者等が法人</u></p>	<p style="text-align: center;">(麻薬卸売業者等の免許申請の添付書類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 省令第1条の規定による医師の診断書は、<u>別記第3号様式</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(向精神薬卸売業者等の免許申請の添付書類)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 省令第14条第3号の規定による医師の診断書は、<u>別記第3号様式</u>によるものとする。</p>

である場合に限る。)

- (2) 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類
- (3) 新たに業務を行う役員となった者が条例第3条第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを明らかにする書類

2 省令第14条の4の規定による医師の診断書は、別に定める様式によるものとする。

(向精神薬試験研究施設設置者の登録申請の添付書類)

第9条 省令第21条の規定により向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 登録を受けようとする者(登録を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。)に係る精神の機能の障害又は登録を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する別に定める医師の診断書

(4) (略)

2 (略)

(麻薬卸売業者等に係る変更の届出)

第24条 麻薬卸売業者等(麻薬施用者が2人以上診療に従事する麻薬診療施設の麻薬施用者を除く。)は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) (略)

(2) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(向精神薬試験研究施設設置者の登録申請の添付書類)

第9条 省令第21条の規定により向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 登録を受けようとする者(登録を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。)に係る精神の機能の障害又は登録を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)

(4) (略)

2 (略)

(麻薬卸売業者等に係る変更の届出)

第24条 麻薬卸売業者等(麻薬施用者が2人以上診療に従事する麻薬診療施設の麻薬施用者を除く。)は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 麻薬卸売業者等が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名

(2) (略)

(3) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書(麻薬卸売業者等が法人である場合に限る。)

イ 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第3条第3項第1号から第3号まで並びに条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、麻薬の保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、麻薬研究計画書（別記第1号様式）

(向精神薬卸売業者等に係る変更の届出)

第25条 向精神薬卸売業者等（法第50条の26第1項の規定により免許を受けた者とみなされる者を除く。）は、向精神薬を貯蔵する場所を変更したときは、30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に向精神薬を貯蔵する場所の概要図及びその位置を示す図面を添えて知事に提出しなければならない。

(向精神薬試験研究施設設置者に係る変更の届出)

第26条 (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第16号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類
 - ア・イ (略)
 - ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する別に定める医師の診断書
 - エ (略)

- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、麻薬の保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、麻薬研究計画書（別記第1号様式）

(向精神薬卸売業者等に係る変更の届出)

第25条 向精神薬卸売業者等（法第50条の26第1項の規定により免許を受けた者とみなされる者を除く。）は、次に掲げる事項を変更したときは、30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 向精神薬卸売業者等が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名
- (2) 向精神薬を貯蔵する場所

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書（向精神薬卸売業者等が法人である場合に限る。）

イ 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第3号様式）

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第50条第2項第2号イからハまで並びに条例第3条第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを明らかにする書類

- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、向精神薬を貯蔵する場所の概要図及びその位置を示す図面

(向精神薬試験研究施設設置者に係る変更の届出)

第26条 (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第16号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類
 - ア・イ (略)
 - ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書 (別記第3号様式)
 - エ (略)

<p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p>第3号様式 削除</p> <p>第3号様式の2 (第3条の4関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">麻薬業務所</td> <td style="width: 15%;">免許証の番号</td> <td style="width: 15%;">第 号</td> <td style="width: 15%;">免許年月日</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </table>	(略)				麻薬業務所	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日		所在地					(略)				(略)					<p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p>第3号様式 (第2条、第7条、第9条、第24条、第25条、第26条関係) 診 断 書</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式の2 (第3条の4関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">麻薬業務所</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		麻薬業務所	所在地		(略)	(略)	
(略)																																	
麻薬業務所	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日																													
	所在地																																
	(略)																																
(略)																																	
(略)																																	
麻薬業務所	所在地																																
	(略)																																
(略)																																	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第166号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
遠藤 翔太(柔道整復)	けやき整骨院	長岡市喜多町1000-1 喜多町プラザ1F	令和3年11月22日
早川 雅成(あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう、柔道整復)	宏友会接骨院	三条市三竹2-10-20	令和4年1月20日

◎新潟県告示第167号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第30条第1項の規定により、令和3年10月から12月に収去した特殊肥料の検査結果の概要は次のとおりである。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

生産業者	特殊肥料の種類	肥料の名称	検査結果	備考
東邦実業株式会社	堆肥	発酵鶏ふんペレット	TN 4.1 %	
			TP 3.9 %	
			TK 3.5 %	
			C/N 6	
			TCu 38 mg/kg	

			TZn 328 mg/kg	
近藤 泰幸	堆肥	パワー有機	TN 3.1 % TP 7.1 % TK 4.7 % C/N 8 TCu 863 mg/kg TZn 357 mg/kg	
株式会社タカムラ鶏園	堆肥	発酵鶏糞ペレット	TN 3.4 % TP 3.4 % TK 3.0 % C/N 7 TCu 37 mg/kg TZn 295 mg/kg	
有限会社川瀬養鶏場	堆肥	鶏糞堆肥	TN 1.1 % TP 0.9 % TK 0.9 % C/N 11 TCu 9 mg/kg TZn 77 mg/kg	令和4年2月1日に特殊肥料生産事業廃止届を受理。
佐藤 藤一	堆肥	佐藤藤一牧場「牛糞堆肥」	TN 0.8 % TP 0.5 % TK 1.2 % C/N 24 TCu 7 mg/kg TZn 44 mg/kg	
若月 進	堆肥	若月進牧場「牛ふん堆肥」	TN 0.5 % TP 0.4 % TK 0.8 % C/N 21 TCu 10 mg/kg TZn 42 mg/kg	
有限会社阿部畜産	動物の排せつ物	とんびーA	TN 3.1 % TP 3.2 % TK 2.5 % C/N 9 TCu 149 mg/kg TZn 380 mg/kg	
よつばフード株式会社	堆肥	バイオコンポストみのり	TN 1.6 % TP 2.1 % TK 0.6 % C/N 12 TCu 91 mg/kg TZn 327 mg/kg	
グリーンサーマル三条株式会社	草木灰	草木灰	TN 0.1 %未滿 TP 1.2 % TK 3.2 % C/N 47 TCu 89 mg/kg TZn 244 mg/kg	

株式会社楽々	堆肥	ららら堆肥	TN 0.5 % TP 0.1 %未満 TK 0.3 % C/N 15 TCu 4 mg/kg未満 TZn 11 mg/kg
日本レイヤー株式会社	堆肥	鶏ふん堆肥	TN 2.1 % TP 5.4 % TK 4.1 % C/N 8 TCu 101 mg/kg TZn 551 mg/kg
株式会社ホーネンアグリ	堆肥	有機5号	TN 0.8 % TP 0.3 % TK 0.8 % C/N 23 TCu 17 mg/kg TZn 83 mg/kg
有限会社山内農場	堆肥	乳牛の堆肥	TN 1.2 % TP 1.5 % TK 1.0 % C/N 12 TCu 37 mg/kg TZn 106 mg/kg
有限会社山田畜産	動物の排せつ物	ヒカリ有機	TN 2.6 % TP 3.8 % TK 2.6 % C/N 10 TCu 155 mg/kg TZn 461 mg/kg
新潟県妙法育成牧場	堆肥	妙法牛ふん堆肥	TN 0.4 % TP 0.3 % TK 0.6 % C/N 27 TCu 4 mg/kg TZn 24 mg/kg
柏崎農業協同組合	くん炭肥料	炭化籾殻	TN 0.3 % TP 0.3 % TK 1.3 % C/N 84 TCu 6 mg/kg TZn 34 mg/kg
くびき野森林組合	堆肥	くびき野パーク	TN 0.7 % TP 0.2 % TK 0.1 %未満 C/N 18 TCu 9 mg/kg TZn 47 mg/kg

株式会社岩の原葡萄園	堆肥	ぶどう搾り粕堆肥	TN 1.0 % TP 0.3 % TK 1.1 % C/N 23 TCu 34 mg/kg TZn 9 mg/kg
農業生産法人株式会社あぐり能生	くん炭肥料	もみ殻くん炭	TN 0.3 % TP 0.3 % TK 1.4 % C/N 80 TCu 5 mg/kg TZn 56 mg/kg
社会福祉法人佐渡国仲福祉会	草木灰	草木灰	TN 0.1 %未満 TP 1.8 % TK 25.7 % C/N 97 TCu 114 mg/kg TZn 36 mg/kg

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量

◎新潟県告示第168号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量（令和3年3月新潟県告示第367号）の一部を令和4年2月18日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>141.525</u> トン		新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>126.725</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>63.370</u> トン		新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>61.670</u> トン
3～4	（略）	3～4	（略）

◎新潟県告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営仲伝尻下地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和4年3月2日から令和4年3月30日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第170号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営達者地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年3月2日から令和4年3月30日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第171号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 南区引越、保坂、朝捲、小蔵子、神屋、下八枚、十五間、 白根中山、白井、白根、上下諏訪木、白根古川の各一部
小千谷市	小千谷市の地籍図及び地籍簿 上ノ山1丁目、本町2丁目、平成1丁目・2丁目、稲荷町、 船岡1丁目、土川1丁目、城内1丁目の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 大野地、里、金沢の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 岡山町、下条町、若葉町、緑町、南安野町、学校町の一部

2 認証年月日

令和4年2月17日

◎新潟県告示第172号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（MMS測量）
- 2 作業期間 令和3年7月29日から令和4年2月10日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局管内（新潟県村上市から石川県加賀市）

◎新潟県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村上朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市宮ノ下字家ノ前188番から	新	4.5～13.8メートル	247.1メートル
同市宮ノ下字番屋921番2まで	旧	4.5～11.0メートル	248.7メートル

◎新潟県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 村上朝日線
- 2 供用開始の区間
村上市宮ノ下字家ノ前188番から同市宮ノ下字番屋921番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月1日

◎新潟県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熱田坂大長谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胎内市持倉字小木戸1881番8から	新	27.2～54.4メートル	75.8メートル
同市持倉字小木戸1881番8まで	旧	26.6～54.4メートル	75.6メートル

◎新潟県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 熱田坂大長谷線
- 2 供用開始の区間
胎内市持倉字小木戸1881番8から同市持倉字小木戸1881番8まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月1日

◎新潟県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大島区板山字前ノ池尻1374番1から	新	14.0～75.0メートル	171.8メートル
同市大島区板山字前ノ池尻1390番1まで	旧	14.0～44.6メートル	171.8メートル

備考 路線の重用
全区間県道大潟高柳線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大島区板山字前ノ池尻1390番1から	新	14.0～75.0メートル	171.8メートル
同市大島区板山字前ノ池尻1374番1まで	旧	14.0～44.6メートル	171.8メートル

備考 路線の重用
全区間県道上越安塚柏崎線と重用

◎新潟県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 燕弥彦都市計画道路
- 2 名称 3・4・12号 燕中央通り線

◎新潟県告示第179号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和3年11月12日	鈴木 勝	第5728号	死亡

公 告

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者
 名称 アピタ新潟亀田店
 所在地 新潟市江南区鶴ノ子四丁目496番地2外118筆
 設置者 ユニー株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 条例第8条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和4年11月9日

3 意見の概要

(1) 新潟市長の意見の概要

意見なし

(2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

(3) 三条市長の意見の概要

意見なし

(4) 新発田市長の意見の概要

意見なし

(5) 加茂市長の意見の概要

意見なし

(6) 燕市長の意見の概要

意見なし

(7) 五泉市長の意見の概要

意見なし

(8) 阿賀野市長の意見の概要

意見なし

(9) 聖籠町長の意見の概要

意見なし

(10) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(11) 田上町長の意見の概要

意見なし

(12) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能)

5 縦覧期間

令和4年3月1日から令和4年4月1日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 落札件名及び数量

災害時緊急備蓄物資「蓄電池720Wh」 714台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和4年2月8日

4 落札者の氏名及び住所

東洋計器株式会社 新潟営業所

新潟県新潟市中央区月町1988

- 5 落札価格
45,148,719円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和3年12月28日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
災害時緊急備蓄物資「蓄電池1,200Wh」 155台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和4年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
船山株式会社 新潟支店
新潟県新潟市東区卸新町3-51-29
- 5 落札価格
37,475,900円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和3年12月28日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
ガソリン&カセットボンベ 2WAY式発電機(1.0kVA 以上) 217台
ガソリン発電機(1.8kVA 以上) 37台
ガソリン発電機(2.8kVA 以上) 56台
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 落札決定日
令和4年2月8日
 - 4 落札者の氏名及び住所
船山株式会社 新潟支店
新潟県新潟市東区卸新町3-51-29
 - 5 落札価格
-

- 34,969,000円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和3年12月28日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 遠隔臨場用ノートパソコン | 44台 |
| (2) 遠隔臨場用ウェアラブルカメラ（スマートグラス） | 46台 |
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和4年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
- | |
|---|
| (1) 上記1(1)について
株式会社日青堂
新潟市東区御新町2丁目848番地11 |
| (2) 上記1(2)について
双峰通信工業株式会社
新潟市東区船江町1丁目55番11号 |
- 5 落札価格
- | |
|-------------------------------|
| (1) 上記1(1)について
7,308,400円 |
| (2) 上記1(2)について
13,629,000円 |
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和3年12月10日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高精度放射線治療システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年3月1日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
高精度放射線治療システム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和5年3月31日(金)
 - (4) 納入場所
新潟県立中央病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
令和4年4月1日(金)午後5時15分
- 4 入開札の日時及び場所
- 令和4年4月11日(月)午前10時00分
新潟県立中央病院講堂1
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和4年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject and quantity of the products to be purchased:

High-precision radiotherapy system [1]set

(2) Bid submission:

10:00A.M. April 11, 2022

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329

人事委員会公告

令和4年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度）を行う。

令和4年3月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
総合土木 (先行実施枠)	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
病院経営	4人程度	病院局の本庁や各県立病院等で、病院経営に関する企画立案や予算・経理等の業務に従事します。

※ 受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

※ また、当該試験の受験申込を行った場合は、6月に実施する令和4年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の受験申込を行うことはできない。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

イ 平成13年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

(1) 方法

職務に共通して求められる基礎的な能力について、SPI3（能力検査のみ）を行う。

また、第2次試験の参考とするため、適性検査を行うとともに、採用職種「総合土木（先行実施枠）」については専門性確認シートを、採用職種「病院経営」についてはアピールシートを提出させる。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
令和4年4月29日 (金・祝)	午前9時から午前9時30分まで	新潟県庁（予定） (新潟市中央区新光町4番地1) ※試験場は受験票に記載し通知する。

(3) 発表

令和4年5月19日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載する。

併せて、第2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

4 第2次試験

(1) 方法

面接試験（集団討論面接及び個別面接（2回））を行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	試験場
6月1日（水）から6月5日（日）までのうち第1次試験合格者発表時に指定する日	新潟県庁（予定） (新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 発表

令和4年6月16日（木）（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、基準を満たさない場合、不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	SPI3	100点	受験者全体の成績状況により決定
第2次試験	面接試験	130点	50点以上

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 採用は原則として令和5年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

令和4年度新規学校卒業者の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、188,700円（地域手当を含む。）である。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) からダウンロードすることができる。

また、採用職種「病院経営」については、新潟県病院局職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/byoinsomu/saiyou.html>)からもダウンロードすることができる。

(2) 申込みの方法

原則として、電子申請で申し込むこと。

採用職種「総合土木（先行実施枠）」については、新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)から申し込むこと。

採用職種「病院経営」については、新潟県病院局職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/byoinsomu/saiyou.html>)から申し込むこと。

申請に当たっては、ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

電子申請で申し込むことができない場合は、3月31日（木）午後5時15分までに下記に連絡すること。

採用職種「総合土木（先行実施枠）」：新潟県人事委員会事務局総務課任用係（025-280-5538）

採用職種「病院経営」：新潟県病院局総務課人材確保育成班（025-280-5561）

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和4年3月1日（火）から4月11日（月）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、4月11日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。